

ひきこもりと家族 ～地域からみる生活困窮者自立支援制度の可能性～

ゲストスピーカー：

横浜市青少年相談センター 鹿角浩美さん
明治学院大学社会学部教授 新保美香さん

* 以下の内容は、ゲストスピーカーによる講演内容の一部をまとめたものです。
学習会当日は、講演のほか、ゲストスピーカーからグループディスカッションのテーマが投げかけられたり、制度等を理解するためのワークなども提供されました。

【ひきこもりと支援：鹿角浩美さんより】

◆「ひきこもり地域支援センター」とは？

ひきこもりに特化された第一次相談窓口です。

全国に設置されています。横浜市は、横浜市青少年相談センターが運営しています。

(ひきこもり支援センター

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/

◆ひきこもりの推計数～横浜市子ども・若者実態調査(平成24年度)

調査年齢：15歳～39歳 40歳以上はこの調査では含まれていません。

ひきこもりの推計数～ 横浜市子ども・若者実態調査(24年度)

項目	横浜市	内閣府(*1)	東京都(*2)
標本数	3,000人	5,000人	3,000人
回収数 (率=回収数/標本数)	1,386人 (46.2%)	3,115人 (62.3%)	1,388人 (46.3%)
ひきこもり群の出現率	0.72%	1.57%	0.72%
ひきこもり親和群の出現率	4.55%	4.82%	4.76%

*1) 内閣府：平成27年度 若者の生活に関する調査

*2) 東京都：平成19年度 若年者自立支援調査研究

※ 東京都調査の対象年齢は15～24歳

横浜市内のひきこもり群の推計数は、1,136千人×0.72%＝**約8,000人**

ひきこもり親和群の推計数は、1,136千人×4.55%＝**約52,000人**

無業状態にある若者の推計人数は、1,136千人×4.98%＝**約57,000人**

ひきこもりの定義

様々な要因の結果として社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり就労していない状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念である

◆ひきこもりの定義

「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を指す現象概念である」

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」より抜粋しています。

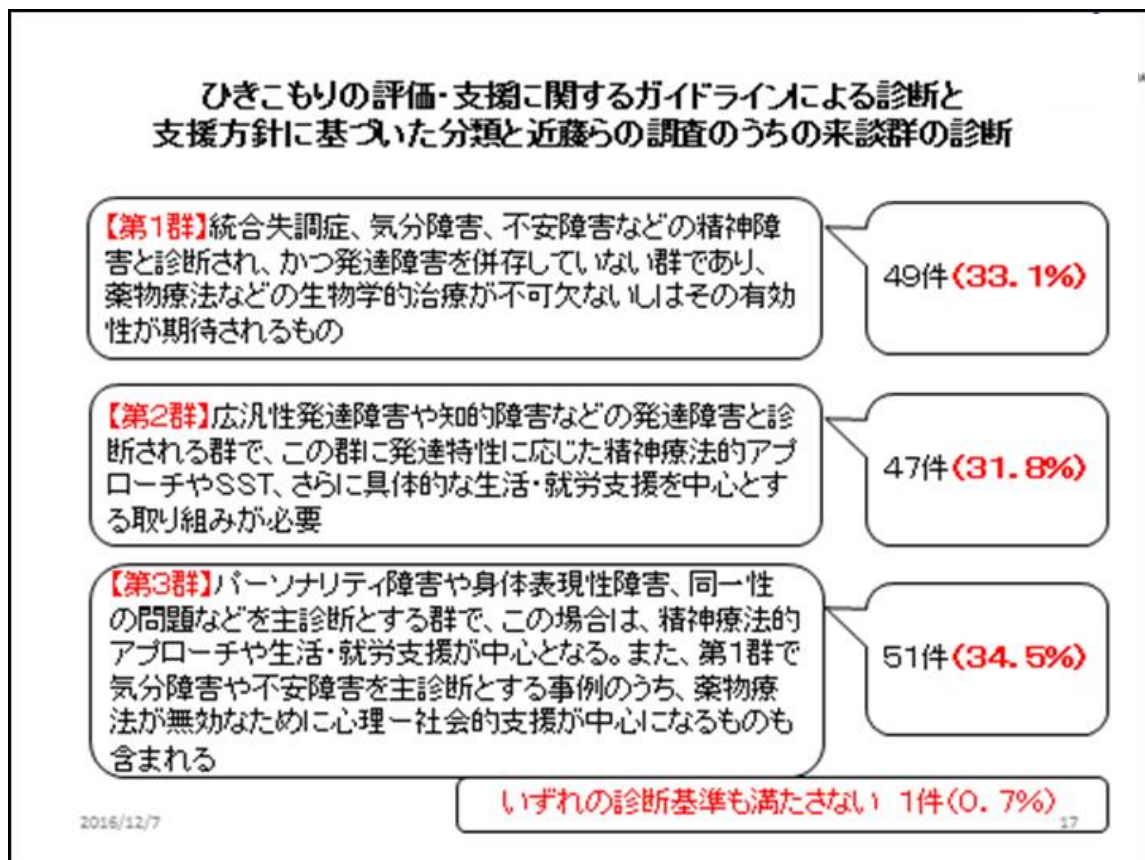
厚生労働省のサイトからPDFファイルが、ダウンロードできます。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000147789.pdf>

◆ひきこもりと精神障害

ひきこもりは状態像を指す言葉ですが、精神疾患や発達障害が関与している場合があります。ひきこもりは生物学的要因、心理社会的要因など様々な要因が絡み合って生じる現象ですが、精神保健福祉センターのひきこもり相談における近藤直司先生らの研究では、来談した当事者の大半に精神障害の診断が可能であることが示されました。この調査からひきこもり状態にある人は何らかのメンタルヘルスの問題を抱えている人が多いと考えられます。このことは全ての方が精神科医療や薬物療法が必要というわけではありません。ひきこもりの背景は多様です。

「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」では、特にひきこもりが長期化している方は、精神医学的な評価を受けた上で支援する必要があるとされています。



◆ひきこもり支援の多次元モデル(近藤直司先生)

(第1の次元) 背景にある精神障害(発達障害とパーソナリティ障害を含む)に特異的な支援
(第2の次元) 家族を含むストレスの強い環境の修正や支援機関などの環境条件の改善
(第3の次元) ひきこもりが意味する思春期の自立過程の挫折に対する支援

◆ひきこもりと家族支援

社会的な活動からの回避が長く続くと、社会生活の再開が難しくなり、家族も見通しが持てない状態に不安を抱えるようになっていきます。家族が自分を責めたり、無力感を感じている場合も多いです。**家族自身の「心の健康」を維持することが大切**です。

まず支援者と家族が、信頼関係を築くことが、本人との関係につながります。

本人と最も近い存在が家族です。ひきこもっている本人と家族の関係を、まず改善することが、本人の回復につながります。

◆本人支援

支援者と1対1の関係を築き、そこから、少しずつ安心できると思える人間関係を広げていきます。ひきこもりからの回復した方で「ひきこもっているときは、24時間自分を責め続けていて苦しかった」と、ご自身の体験を語ってくれた方がいました。そのような生活で支援者と出会っても、すぐには、人をなかなか信用できないという難しさはあります。

安全で安心できる人間関係の構築は本当に一歩ずつです。

◆「ひきこもり」からの回復

ひきこもりからの回復は、就労だけを目指すではありません。「ひきこもり」からの回復とは、**その人が心の健康を取り戻し、そして新たな自分自身のあり方を地域の中で取り戻すこと**だと思います。

自宅以外の場所で、安心できる「居場所」を見つけ、学ぶ場、働く場、社会に貢献する場を見つけていくこと、「ひきこもり」という状態の中で失った希望や、自分に対する肯定的な感覚、地域社会とつながっている感覚を再び見出し、「人と人との関係性」を取り戻すことだと思います。

◆社会とつながっているということ

地域の皆さんから、**支援を必要としている人に、ぜひ支援の情報を届けてもらいたい**と思います。

脳性麻痺で東京大学先端科学技術研究センター准教授の熊谷晋一郎さんは、「自立とは、依存先の数を増やすこと」と言われています。一般的には経済的自立の側面を考えがちですが、「自立」は、実は膨大な人や物に依存して成り立っており、むしろ自立するためには、依存先を増やさないといけないとしています。

地域の中で、支援という言葉ではなく、お互いに支える、支えられる関係ができるとよいと思います。**社会とつながっていることが、ひきこもりからの回復にとって非常に大きな意味を持ちます。**

ひきこもり支援センターに、うまくつながらなかったとしても、「次は病院に行ってみようよ」でもいいし、「生活困窮者自立支援制度の窓口に行ってみよう」でもいいです。身近な人なら相談でき、その身近な信頼できる人から一緒に行くよと言ってもらえると、一歩踏み出せることがあります。**地域の中で、もしも孤立している人がいたら、そっと寄り添いつながってもらいたい**と思います。

【地域から見る生活困窮者自立支援制度の可能性:新保美香さんより】

◆生活困窮者自立支援法とは？

平成25年12月に成立、平成27年4月から施行、始まって2年目の制度です。

生活保護利用に至る前段階の自立支援策の強化をはかるため、生活困窮者に対し、以下の事業を実施します。

- ・ 必須事業→**自立相談支援事業、住居確保給付金**
- ・ 任意事業（各自治体によりある程度自由度がある事業）
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業**
- ・ 都道府県知事による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

メインの事業は相談です。自立相談支援事業という相談事業の窓口が、全国の福祉事務所を設置する自治体に開設されました。

相談事業には、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員という3職種の相談支援のプロフェッショナルが置かれています。どんな相談も断らずに受けますという相談事業/相談機関です。国としての支援員研修も始まり、私も各地の取り組みに関わり勉強しています。

◆生活困窮者自立支援法の理念

制度の意義は、「生活保護に至っていない**生活困窮者に対する第2のセーフティネット**を全国的に拡充し、**包括的な支援体系**を創設する」ことです。

制度の目標の第1は、**「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」**です。

新しい生活困窮者支援のかたちは、以下の5つです。

- ・ **包括的な支援**：縦割りにせず、一人の人が相談に来たら、丸ごとその人の困り事に対応する。
- ・ **個別的な支援**：一人一人に合わせた支援をする。
- ・ **早期的な支援**：困りごとへ早期的に支援を始められるよう、たらい回しはしない。相談に来られない人の所へ出向くことも含め、早く相談につながるようにする。
- ・ **継続的な支援**：伴走型とも言い、ずっと寄り添う。一人の支援員が一生付くことはできないので、支援機関内でバトンを渡しながらか、その人が安定した生活ができるよう見守ったり、みなで支え合う。
- ・ **分権的・創造的な支援**：各地域の状況や必要に合わせ自由に考え実施する。

◆生活困窮者自立支援法の対象は誰か？

- ・経済的な困窮状態にある人
- ・社会的孤立状態にある人
- ・制度の狭間で必要な支援を受けられない状態にある人

生活困窮者というと、経済的に困っている人のイメージが大きいです。社会的な孤立や孤立死が報道されますが、「助けて」と言える相手や「最近見かけないけど大丈夫かしら」と尋ねて来る人がいないためです。お金も家もあるが、介護している人が倒れたら、介護を受けていた人も「助けて」と言わないまま命が失われます。お金の問題だけではなく、人間関係が希薄になることが命にも関わります。つまり、生活するのに不安な状態にある人を対象にする、制度の狭間に陥り必要な支援を受けられない状態の人をつくらないための制度です。

生活保護の相談をしたが「生活保護には該当しません」と言われた人や、「高齢者福祉を利用したい」と言ったが「現在の身体状況だと介護サービスは受けられません」と言われた人はどこに行けばいいのかわからない、ということがこれまでは起こっていました。子ども、障害、高齢等の制度には諸サービスや金銭給付がありますが、該当しない人は狭間に陥ります。狭間をつくらないことが、この制度の特徴です。

◆生活困窮者自立支援法実施への期待

「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」の2つの目標が掲げられたことは、大きな意義のあることです。

ひとつめの目標は「生活困窮者の自立」だけではなく、「尊厳の確保」を掲げています。生活の困り事を抱えた人に、どうしても社会は、「がんばったら働けるのに、がんばっていない」「自己責任」「あの人はこういう状態だろう」等のラベルを貼ります。すると人はしんどくなって尊厳を損ない、自分など必要とされていないと自分を大切にすることを失わせます。**どんな人もかけがえのない人として大切にすることが掲げられています。**

困り事のある人に親切に相談にのるのは福祉関係者だけというのは寂しいことです。どんな人でも、個々の人として地域の中で自分らしくいられることがあるべき姿です。一人ひとりが社会参加できたり、**自分らしくいられる地域づくりまで行う**ことがこの制度です。**「誰も排除されない安心して暮らせる社会」**を創ることにつながっていきます。

大きな理念の制度ですが、今までにはなかった新しい支援をつくる制度です。「『ひきこもり』のAさんがいるね」と言うのではなく、「Aさんがなかなか外に出て行けてないけれど大丈夫かな」と捉えられることだと思います。「障害者の〇〇さん」というラベルを貼らず、地域のAさん、Bさん、Cさんの幸せを考えていこうという制度です。本制度により、どんな人も受け止める相談機関が生まれました。

「ひきこもり」状態の人が、例えば若者の支援機関やひきこもり地域支援センターにつながるとよいのですが、何か生活しづらそうだが大丈夫かなと思ったとき、全国にできた**生活困窮者自立支援制度に基づく相談機関もひとつの相談の場所**として覚えてください。